AWAJI POLICE STATION NEWS

淡路警察署だより 4月号

青少年愛護条例

兵庫県では、青少年を「JKビジネス」等の被害から守るため、青少年愛護条例において、青少年の性を売り物とする「JKビジネス」等に繋がるおそれのある営業を「有害役務営業」と定義しており、対象となる店舗の営業者に対して、

- 青少年を店舗で働かせたり、働くよう勧誘したりする行為の禁止
- 青少年を客として立ち入らせたり、客となるように勧誘したりする行為の禁止
- 店舗には従業員名簿の備付けや、青少年立入禁止の掲示等を義務づけ 等の禁止行為や義務規定による規制が行われています。

県警では、各種法令の適用による厳正な取締りや稼働する高校生等の補導活動等を通じて、少年の健全育成を推進しています。

被害に遭われた方へ

アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」等に関する被害、各種トラブルで悩んでいる方は、全国に設置している警察相談専用電話「 $\sharp 9110$ 」やお近くの警察署・交番等に相談してください。

また、非行等の少年問題に関する相談は、少年相談電話「ヤングトーク」や少年サポートセンターでも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

〇 少年相談室「ヤングトーク」

無料ダイヤル 悩んだら トーク TEL 0120-786-109

受付時間9:00~17:00 (夜間、土日、休日は留守番電話にて対応)

